

沖縄市と国立大学法人琉球大学との包括連携協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と国立大学法人琉球大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を包括的に強化し、地域社会への一層の貢献に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙が相互に連携・協力を図り、地域社会の発展と人材育成及び学術研究の振興に寄与し、もって沖縄市の将来像である「国際文化観光都市」の実現に向けたまちづくりに資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる分野について連携・協力する。

- (1) まちづくりの推進に関する事
- (2) 人材育成に関する事
- (3) 平和活動、人権啓発に関する事
- (4) 保健、医療、福祉に関する事
- (5) 観光産業をはじめとする各種産業の振興に関する事
- (6) 文化、交流に関する事
- (7) 都市基盤に関する事
- (8) 教育、学術、生涯学習に関する事
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項に関する事

2 前項各号の分野において連携・協力を推進するにあたり、必要な方策等については、甲乙が協議の上、別途定める。

（意見交換）

第3条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、必要に応じて意見交換を行う。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認し、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、甲及び乙のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月26日

甲 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市長

桑江朝千夫



乙

沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

国立大学法人琉球大学長

大城

